

# 麹町十二丁目における社会的階層の分化と江戸定着の状況 —近世中後期における教訓書出版状況調査の前提として—

## Hierarchical Differentiation and Fixed Circumstances in Kojimachi 12 Chome

—Premises of the Moral Note Publication Survey during the Edo Period—

早川 雅子  
Masako HAYAKAWA

*Keywords* : records of population census, nimbetsucho database, urban families

キーワード : 人別帳、人別帳データベース、都市家族

### 序 —関心の所在・本稿の課題—

江戸は、流入民の都市であった<sup>1)</sup>。その江戸流入民が家族を形成し、定着傾向が始まるのは、1800年前後だといわれる<sup>2)</sup>。これは、主に、歴史人口学、家族社会学の研究成果であるが、民衆教育や民衆道德の動向によっても保証される。

近世の民衆教育は、寺子屋の普及状況、往来物の種類・出版数などから、1700年代末期以降に著しく発展した<sup>3)</sup>。民衆教育発展の要因には、徳川政権による民衆教化政策、文字学習の要求増大に加え、民衆自身の主体的学習意欲の向上もあげることができる。江戸に定着を始めた流入民は、生活の質の向上を目的に、学びに取り組んでいった。

この時代の民衆教育の特質は、知育と徳育が未分化であること、孝が教育の基底をなすことである<sup>4)</sup>。孝とは、親に孝養を尽くすだけにとどまらない。家業精勤や勉強、健康管理、法度の遵守までを含む、孝養に関わる行為すべてを尽くしきわめることを意味する。教訓書の教えは、すべて孝に収斂される。

ところで、この時代に刊行された教訓書は、孝を基調としながらも、重点項目には相違がある。重点項目に着目すると、次の4種に分類することができる。

1. 儒学の基礎教養を必要とする書籍
2. 家業の存続、齐家、使用人の使い方、後継者の養育方法、後継者になるための教育
3. 親の有り難みの自覚と孝養、勤勉、蓄財、健康管理
4. 「孝子伝」など、孝行者の事績

ここで一つの仮説を立てたい。教訓書は、民衆の生活水準に応じて読者層を絞り込み、執

筆・編集・刊行された、という仮説である。この仮説は、こうした出版方法で収益を上げる程の読者人口が存在する事、民衆の生活水準に上下の差が生じている事が前提になる。

本稿の課題は、「麴町12丁目人別帳」のデータを分析し、仮説の前提を論証することにある。論証の要点は2点である。①江戸定着が進行している事、②生活水準の差が社会的階層の分化という形で顕在化している事である。

麴町十二丁目は、現在の新宿四谷一丁目の一区画である。新宿歴史博物館所蔵「麴町十二丁目人別帳」は、元治2（1865）年、慶応2（1866）年、明治1（1868）年の3年度分である。1800年前後に江戸流入民の定着傾向が始まったとすれば、人別帳に登場する世代は、出生地が江戸であれば、江戸流入民の第二世代に相当する。この世代を、流入民における江戸定着世代と捉えることができるだろう。

### 1. 麴町十二丁目概況

麴町十二丁目は、甲州道中沿いに位置する町である。ちなみに、江戸時代の甲州道中は、現在の新宿通り（国道20号線）とは異なり、四谷見付を出て西へ向かい、麴町十一丁目、同十二丁目を通り抜けた所から、道を曲がって大通りに出る道筋をとる。

同町は、三つのブロックから構成される（【図1】参照、図中の番号は番地）。東方が麴町十一丁目、南方が四谷塩町一丁目に接する北側ブロック。東方が麴町十一丁目、南方が四谷伝馬町一丁目に接する南側ブロック。大横町の西側に位置し、大横町を挟んで北側・南側ブロックと向き合う西ブロックである。この西ブロックは、東西に走る二本の道によって、三つの小ブロックに分割される（便宜的に、北から西1・西2・西3とする）。



図1

【図1】をみると、北側ブロックと南側ブロックとは、甲州道中を挟んで両側に位置している。西側ブロックでは、西2と西3の二ブロックが甲州道中に面している。取り分け、西3は、東方と西方が道中に面しており、まさに街道沿いの位置にある。西2は、東方は街道に面するものの、西方は四谷御筆筒町に接しており、街道から奥まった印象である。西1になると、北方は市谷七軒町、西方は先手組大縄地・四谷了学寺門前・四谷伊賀町（伊賀者町屋）に接し、街道には全く面していない。西1と西3は、甲州道中との地理的位置という点で、鮮やかなコントラストをなしている。麴町十二丁目は、道中沿いの土地と街道裏手の土地という対照的な二種類の土地、そこに暮らす住民から構成される。

次は、同町の町屋敷である。明治7（1874）年刊『東京大小区分絵図』では、麴町十二丁目の地面は25に区分けされている<sup>5)</sup>。人別帳記録時（1865年～68年）から10年足らずの時に作成された絵図であり、この25が町屋敷の数だと思われる<sup>6)</sup>。

ところが、町屋敷数25区画に対して、人別帳に記録された家守の人数は21名である。町屋敷には家守を置くのが原則だから、町屋敷4区画分の家守が不足することになる。おそらく、複数の町屋敷を兼担する家守がいたのだろう。興味深いことに、この不足分4は家持の数でもある。文政11（1828）年編纂『文政町方書上』にも家持4と記録されており、持ち主は変わったとしても、家持4に変更はない。家持が所有する4区画は固定的であったと思われる<sup>7)</sup>。そして、4人の家持それぞれが町屋敷一区画を専有していたと仮定すると、不足分の問題は解消される。

【表1-1】は、元治2年4月時点での家守に対して人別帳に記録された順に番号を打ち、家持がいる所は二区画分として、家守に町屋敷を割り振った表である。4人の家持は、大助後家きみ、平次郎、喜八、吉兵衛（後、又吉）である。彼らは、家守・栄兵衛、同・平次郎、同・喜八、同・五人組差配の地面に居住していた。平次郎と喜八は、自らが所有する土地の家守を兼任していた。大助後家きみが栄兵衛差配下にあることは、人別帳の記録形式から判明している<sup>8)</sup>。きみが町屋敷3を専有していたとすれば、栄兵衛は町屋敷3と町屋敷4との家守を兼任していたことになる。家守番号18・五人組差配下の町屋敷21は、家持・吉兵衛が欠落した後、又吉の所有になり、又吉が家守役に就いた（町屋敷21・22兼任）。

町屋敷にはそれぞれの特徴があり、その町屋敷の集合体として町は成立する。町の構造解明には、町

【表1-1】 家守と町屋敷の対応

家守名	家守番号	町屋敷番号
新兵衛	1	1
安兵衛	2	2
栄兵衛	3	3・4
忠八	4	5
吉兵衛	5	6
銀次郎	6	7
源兵衛	7	8
庄藏	8	9
久五郎	9	10
平次郎	10	11・12
茂兵衛	11	13
喜八	12	14・15
平左衛門	13	16
助左衛門	14	17
太左衛門	15	18
由兵衛	16	19
金五郎	17	20
五人組持	18	21・22
茂八	19	23
治兵衛	20	24
弥八	21	25

屋敷を分別する記号が不可欠である。そこで、本稿では【表1-1】の町屋敷番号を用いることにする。もちろん、この町屋敷番号は、あくまでも家守番号に準じて振った数字であり、地図上の番地に対応するものではない。町屋敷住民の階層と職業から、ある程度までは町屋敷の位置を比定できるが、町屋敷番号と地図上の番地とを確実に符合するだけの史料は未だ見つかっていない。

麹町十二丁目の概況を、人口・居住階層・職業の三点から確認する。なお、本稿で使用するデータの検出時点は、人別帳が4月始まりの年度形式の記録という理由から、調査年度の4月時点とする。

【表1-2】は、調査年度4月時点における世帯数、及び人口である。参考に、隣町四谷塩町一丁目元治2(1865)年4月の記録を併記した。世帯は、竈ともいわれ、町屋敷内に居住して独立の生計を立てている集団を意味し、同じ住居内に暮らす者は、同居人や召使いも含め、全て世帯構成員と見做される。

【表1-2】 麹町12丁目世帯数・人口

単位(世帯)

	元治2	慶応2	明治1	塩1・元治2
家持	4	3	4	4
家守	6	6	5	13
地借	71	72	74	41
上中階層	81(56%)	81(51%)	84(59%)	58(43%)
店借	63	77	58	77
下層	63(44%)	77(49%)	58(41%)	77(57%)
世帯数	144	158	141	135
人口(人)	580	659	609	567

また、【表1-2】には、上中層と下層という階層別世帯数の小計も載せている。この階層は、人別帳に記録された居住階層に基づくものである。居住階層とは、在住世帯の住居が建っている土地の所有状況の意である。分析では、居住階層を四種類に分類している<sup>9)</sup>。家屋敷を所有する「家持」、屋敷を借りて建物は自前の「地借」、家守とのみ記載され所有状況の記録がない「家守」、借家住まいの「店借」の四種類である。その上で、居住階層を上中層と下層とに二分し、社会的階層を判別する基準とした。すなわち、家屋敷、あるいは自前の建物を所有するだけの財力、もしくは住民を管理掌握する権利や能力を根拠にして、家持・地借・家守の三つの階層を上中階層とし、店借を下層と設定した。

階層別世帯数をみると、全世帯の中で上中階層の占める割合が高く、三年度いずれも50%を超える。隣接する四谷塩町一丁目における元治2年4月の居住階層は、家持4・家守11・地借38・店借86、上中階層構成比43%である。塩町と比較すると、上中階層構成比は際立って高い。上中階層構成比を引き上げているのは、70世帯以上にものぼる地借階層である。地借階層の世帯数が突出して多いのは、甲州道中沿いという麹町十二丁目の地理的位置に拠るところが大きい。

一般に、町屋敷に設計では、道に面した土地は商用地に利用される。ましてや五街道の一つ、甲州道中に面した地面である。常設店舗が軒を連ね、街道を行き交う人相手の商売、あるいは物流に関わる商いを営んでいたと想像される(【表1-3】参照)。また、古着商売を生業

とする世帯は16世帯（元治4年4月）を数え、古着商売の一大拠点であった<sup>10)</sup>。これら店舗経営の担い手が、地借階層であったといえよう。

一方、道に面した表店用宅地の奥の土地は、店借の住居、いわゆる裏店用である。また、麴町十二丁目には、街道から奥まった地面（西ブロック西1）があり、この区域は商用地としての魅力には乏しい。これらの土地が、下層の住処である。下層の住処は、狭い土地を効率的に活用するために、裏店は四畳半一間、あるいは六畳一間に仕切られた縦割り長屋の形式をとることが多い。下層の多くは、日雇稼や雑業者に従事しており、寝食の場さえ確保されればよいからである。狭窄な地面に密集することにより、下層の世帯数は上中層に並ぶ程を数えることになる。

【表1-3】は、麴町十二丁目名前人の職業を、〇〇商売など職業記録の末尾に付く文字や仕事の内容性質に着目してカテゴリーを立て、分類した表である。いくつかのカテゴリーを説明しよう。

「運輸」とは、運輸・交通関係の職業を意味し、3世帯が該当する。陸付問屋/馬宿を渡世とする家守・金五郎、八拾貳軒組百姓宿を営む家守・助左衛門、同・安五郎の3世帯である。八拾貳軒組百姓宿・安五郎は、陸付問屋金五郎の倅で十六歳（元治2年）、金五郎が後見役に就いている。実質的には、金五郎が百姓宿の運営にあっていたのだろう<sup>11)</sup>。

「渡世」は、両替渡世、質渡世のように〇〇渡世と、職業の末尾に「渡世」の文字が付く職業である。仕事内容は、サービス業に類する。ただし、「渡世」と称していた世帯が、別の年度には「商売」に変わっている場合もあり、商売との区別は曖昧である。

「商売」は、古着商売、明樽商売、練物商売のように〇〇商売と、職業の末尾に「商売」の文字が付き、常設店舗を構えての商いが想定される商業を意味する。「商売」の指標は、常設店舗である。したがって、たとえ「商売」の文字は付いてはいても、時之物商売のような一文商いは、「商売」には含めない。

「職人」は、記録の末尾に「職」の文字が付く職業である。「職人」のなかには、さほどの技術を必要としない簡単な作業や、大工職や屋根職のように一括りの職名で記録されているため、技能の有無を判断しかねる仕事も含まれる。しかし、蒔絵職や鋳職など、専門性が高い技術職で、技術を習得するまで相当期間の修業を要する仕事もある。「職人」には、専門技術職人と単純技術職人が混在している。その技術の専門性は、仕事内容、居住階層、居住期間、世

【表1-3】 麴町12丁目名前人の職業

単位（世帯）

職業	元治2	慶応2	明治1
記載なし	1	1	1
運輸	3	3	3
商売	50	48	47
渡世	9	14	10
職人	38	40	42
人足業・鳶	2	1	1
書役	1	1	1
賃仕事	4	6	6
日雇稼	15	21	17
棒手振	2	3	3
車力	2	2	2
雑業	17	18	8
総計	144	158	141

帯構成等から判断することができる。

「雑業」とは、商品が定まらない一文商い、屑拾いなど正業とは見做しがたい仕事など、種類雑多で職業として分類しがたい仕事を一括する職名である。‘按摩’‘道心者’は、「雑業」に入れた。

表中に、「なし」が一世帯いる。家持・大助後家きみで、きみには職業の記載がない。元治2年で数え年55歳になるきみは一人暮らしで、後継の存在を人別帳から読み取ることはできない。

職業のカテゴリーは、経済力という基準を設定すると、二つに大別することができる。一つは、相当期間の継続した居住が見込まれ、したがって、それを可能にするだけの経済力を形成する職業である。「運輸」「商売」「渡世」「人足業・鳶」である。また、「職人」のなかでも専門的技術を修得した「(専門技術)職人」は、これに含まれる。

もう一つの職業カテゴリーは、辛うじて日々の生活を送ることができる程度の稼ぎで、財産を築く余地など望むことができない職業である。この経済力に乏しい職業には、「賃仕事」「日雇稼」「棒手振」「車力」「雑業」「(単純技術)職人」がある。町方触書では、「其日稼」と一括して称される職業である<sup>12)</sup>。

経済力の有無を基準にして二分化される職業の構成比は、居住階層の構成比にほぼ照応する。すなわち、経済力を有する仕事を生業とする世帯は上中階層、経済力に乏しい其日稼ぎ世帯は下層が従事している。

以上、麴町十二丁目の全体的構造を概観した。居住階層、職業という相関する二つの観点からみると、町は上中階層と下層ほぼ半々の比率で構成される。甲州道中沿いという地理的位置は、常設店舗を構える商売に好適であり、商売を営むだけの経済力を有する階層の構成比を上げている。全体的な印象としては、街道沿いの繁盛する町と表現することができよう。

## 2. 内部構造

麴町十二丁目は、全体的構造としては、上中階層と下層ほぼ均等の割合で構成される町である。しかし、個々の町屋敷はそれぞれに特徴があり、一様ではない。個々の町屋敷、さらに町屋敷内部の構造を、居住階層、転出入の頻度、職業の三つ観点から考察する。

【表2-1】は、25の町屋敷ごとに、調査年度4月における在住世帯数を居住階層別に算出し、その下に調査期間中に町内に転入・町外へ転出した件数を追記した表である。

〔町屋敷1〕新兵衛店を例に挙げて、表の読み方を説明しよう。元治2(1865)年4月時点で、地借が4世帯在住していた。元治2(1865)年4月から慶応2(1866)年3月まで一年間の転出件数は、地借転出が1件、地借転入も1件である。したがって、慶応2年4月時点の在住世帯数は、地借4世帯と変わらない。一年の間が空いた明治1年4月時点になると、在住世帯数は4世帯と同じものの、その内訳は地借3世帯・店借1世帯に変わる。空白の一年の



間に地借・店借ともに転出入があり、明治1年4月には地借1世帯減、店借1世帯増に至ったことになる。

なかには、元治2年度における転出入件数の差引と、慶応2年4月の世帯数とが一致しない町屋敷がある。これは、同じ町内の町屋敷間を移動した世帯があるためである。〔町屋敷16〕を例にとろう。元治2年4月時点、〔町屋敷16〕平左衛門店には、店借・喜一郎が在住していた。この喜一郎は、慶応2年1月15日に〔町屋敷13〕茂兵衛店に引っ越している。そこで、慶応2年4月時点の店借世帯数をみると、〔町屋敷16〕は、町外転出がないにもかかわらず、1世帯から0世帯に減少している。一方、喜一郎転入先の〔町屋敷13〕は、町外から転入して来た3世帯に喜一郎1世帯を加えた4世帯の増加で、10世帯から14世帯に変わっている<sup>13)</sup>。

さて、町の内部構造を分析する観点として、はじめに、居住階層構成比と転出入頻度の二点を設定する。転出入にはさまざまな要因があるが、転出入の頻度と居住階層とは相関するからである。すなわち、下層にいく程、転出入頻度は高い。

先ず、居住階層構成比では、前節と同様の理由から、家持・地借・家守を上中階層、店借を下層に分類する。25の町屋敷は、二つの階層の構成比によって、次の三群に分類することができる。

〔A群〕 上中階層のみ、もしくは、上中階層と1世帯の下層 (14区画)

〔B群〕 上中階層と下層の構成比がほぼ半々 (5区画)

〔C群〕 下層の構成比が上中階層を上回る (6区画)

次いで、転出入頻度を町屋敷ごとに算出し、居住階層構成比に重ねる。転出入頻度にも、三つのタイプがある。

〔1〕 調査年度内に転出入が無く、かつ、元治2年4月から明治2年3月までの四年間においても転出入が無い

〔2〕 調査年度内の転出入件数2件以下、もしくは、四年間の転出入件数合計が4件以下

〔3〕 調査年度内の転出入件数3件以上、もしくは、四年間の転出入件数合計が9件以上

居住階層構成比に転出入頻度を重ねた結果が、【表2-2】である。転出入頻度〔2〕〔3〕に分類される町屋敷番号には、網掛けを施している。

居住階層構成比と転出入頻度とを重ねると、一つの町は多様な要素から構成されていることがわかる。その町の構成要素の一つが、社会的階層である。ここでは、社会的階層を分類する基準として、居住階層、居住期間、長期居住を支える経済力や職業を設定する。以下、社会的階層という観点から、町の内部構造を解明する。

【表2-2】 居住階層構成比と転出入頻度

居住階層構成比	町屋敷番号						
	1	3	5	9	10	11	12
〔A群〕 上中階層>下層	14	15	16	18	21	22	25
	2	8	17	20	24	/	
〔B群〕 上中階層=下層	4	6	7	13	19	23	

転出入頻度〔1〕 3  
 転出入頻度〔3〕 8

転出入頻度〔2〕 1

## 2. 1. 町屋敷間における社会的階層の分化

居住階層構成や転出入頻度が対照的な町屋敷群がある。一方は、上中階層のみ、もしくは、上中階層中心の構成で、住民世帯の居住が継続している町屋敷群である（町屋敷番号：3、9、11、14、18、22）。他方は、半数以上の下層から構成され、この下層の転出入頻度が高い町屋敷群である（町屋敷番号：4、6、13、17、23）。前者は、町屋敷を構成する階層や世帯は固定的である。対して後者は、下層が頻りに転出入するため、町屋敷内の構成は定まる時がほとんどなく、流動的である。

〔町屋敷18〕 太右衛門店、〔町屋敷23〕 茂八店の事例を挙げて、二つの対照的な町屋敷の構成を確認する。単純な形式の調査記録ではあるが、人別帳は、住民の実態を雄弁に語ってくれる。人別帳の記録を読解し、事例を記述する。記述にあたっては、名前人の名前を以て世帯名とし、内容は元治2年4月の記録に拠るものとする。

〔町屋敷18〕 太右衛門店に居住する世帯は5世帯、いずれも地借である。このうち3世帯は、二世帯以上にわたり麴町十二丁目に住み続けている。

### 【事例1】

家守・太右衛門（33歳）小間物商売：浅草三間町に東作倅として誕生した。妻あさ（26歳）は、麴町十二丁目に勘蔵娘として誕生。同居する義母さく（47歳）もまた、麴町十二丁目に太右衛門娘として生まれている。太右衛門一家は、現太右衛門にとって先々代に当たる義母さくの父太右衛門の時代には、麴町十二丁目に住んでいたことになる。現太右衛門は、養子に入って太右衛門を名乗っている。

### 【事例2】

喜三郎（36歳）足袋職：麴町十二丁目に助三郎倅として誕生した。妻と二人の連れ子、弟二人の6人家族である。弟二人（20歳・16歳）も、助三郎倅として同町に生まれた。父親の代から町に住み続け、6人世帯を統轄する喜三郎は、年季を入れた一人前の足袋職だろう。

### 【事例3】

新兵衛（34歳）鯉節商売：麴町十二丁目に先代新左衛門倅として誕生した。新兵衛の母たき（69歳）も、先々代新左衛門娘として同町に誕生している。現新左衛門は、10歳になる倅が名乗り、両替商売を営んでいる。新兵衛一家は、三代以上続く家系である。

残る二世帯は、治郎兵衛（48歳）茶商売、伴蔵（64歳）荒物商売である。治郎兵衛は、住吉町生まれ、召使いを抱えている。伴蔵のみが、相模国高座郡生まれだが、18歳になる長男常吉が四谷伝馬町十一丁目誕生だから、その頃には江戸暮らしだったといえる。〔町屋敷18〕には、商売や職人など経済力のある地借が、長期間継続して居住している。

〔町屋敷23〕 茂八店の世帯構成は、これとは対照的である。同店の元治2年4月時点在住世帯数は7世帯、内訳は地借3世帯・店借4世帯である。

元治2年4月から慶応2年3月まで一年間の転出入件数は、転出4件、転入7件、いずれも店借である。転出件数が4になったのには、理由がある。4月時点在住の店借4世帯のうち2世帯が転出、それに加えて、新規転入した7世帯の中からも2世帯が転出し、合わせて4件になったのである。さらに、4月時点の店借4世帯のうち1世帯は、〔町屋敷24〕亀太郎店へ移動している。結局、〔町屋敷23〕に4月から翌年3月まで留まっていた店借は、1世帯のみである。この1世帯と新規転入世帯中の5世帯との合計が、翌慶応2年度4月の人別帳に記録された6世帯である。僅か一年の間に、店借世帯の顔ぶれは一新したのである。ちなみに、地借1世帯も〔町屋敷24〕亀太郎店へ移動しており、慶応2年4月時点における〔町屋敷23〕在住世帯数は、8世帯（地借2世帯・店借6世帯）になっている。

このように、一つの町の中に、上中階層の固定した世帯から成る町屋敷と、下層が流動するため在住世帯の顔触れが一時として定まらない町屋敷が混在しており、二種類の町屋敷の間に社会的階層の分離を認めることができる。

## 2. 2. 町屋敷内部における社会的階層の分化

町屋敷を単位とした比較から目を転じ、一つの町屋敷内部の階層分化を解明していこう。町屋敷内部における社会的階層の分化は、町屋敷番号4、6、13、17、23の五区画で顕著である。これらの町屋敷は、〔町屋敷17〕を除いて、居住階層構成は〔C群〕に分類され、若干の上中階層と半数以上の下層から成る。また、転出入の頻度が高いこと、前述の通りである。町単位でみると、流動的で落ち着きのない町であり、社会的階層の評価は低い。しかし、町屋敷の内部の移動状況を見ると、転出入は店借に限られており、地借の転出入はほとんどない。一つの町屋敷は、顔ぶれが定まることのない流動的な店借と、継続して居住する固定的な地借という、二つの居住階層から構成される。

〔町屋敷4〕栄兵衛店を例に挙げよう。町屋敷の世帯数は16世帯、そのうち地借は3世帯のみで、全体の2割にも満たない。しかし、この3世帯は、人別帳に記録が残る四年の間、町屋敷に留まって動かない。

### 【事例4】

久五郎（55歳）古着商売：四谷伊賀町二丁目に長兵衛倅として誕生。妻かうと3人の子どもとの5人世帯である。子ども3人の出生地は、いずれも麴町十二丁目。

長男の直次郎は19歳、この長男が生まれた頃には町に居住していたことになる。久五郎は、〔町屋敷10〕の外地面・家守を務める。

### 【事例5】

銀次郎（57歳）大工職：湯島亀有町代地（現、千代田区平河町二丁目）に孝太郎倅として誕生。隣町四谷塩町一丁目生まれの妻さよ（47歳）、9人の子どもたち、3人の甥姪、続柄不明の同居人安兵衛、総勢14人の大世帯である。23歳になる次男の鉄次郎以下8人の子供たちは全員、麴町十二丁目生まれである。銀次郎一家の町内居住期間は、少なく見

積もっても23年以上である。

【事例6】

佐助（51歳）古着商売：武蔵国多摩郡荒井村に佐吉悱として誕生。渋谷宮益町熊次郎娘のぶ（43歳）を妻帯、赤坂溜池池端青龍寺門前（芝青竜寺門前町代地）仙蔵娘またを養女にしている。

佐助の出生地、武蔵国多摩郡荒井村は、武蔵国多摩郡新井村（現日野市）、ないし武蔵国多摩郡西新井村（現、東京都練馬区周辺）の誤記だと推測される。佐助は、江戸近郊からの流入民が商売をそれなりに成功させ、江戸出身者を妻にして定着したケースである。

以上取り上げた地借3世帯は、常設店舗での古着商売（久五郎、佐助）、大所帯を扶養するだけの稼ぎがある専門的技術職（銀次郎）で、長期在住を可能にする経済力を有している。〔町屋敷4〕は、通りに面した道の表側に地借3世帯が並び、その裏側に店借13世帯がひしめき合っていたのだろう。このように、一つの町屋敷内部においても、在住世帯の間に社会的階層の分化を認めることができる。

2. 3. 同一階層間における分化

転出入頻度の差は、同一階層間においても存在する。この転出入頻度の差は、店借において顕著である。

I群〔A群〕町屋敷番号：5、9、16、〔B群〕町屋敷番号：2、8、20〕6区画と、II群〔C群〕町屋敷番号4、6、13、23〕4区画とを比較する。二つの区画群の相違は、店借の転出件数である。I群6区画における店借の転出件数は、多くても一年間に1回にとどまる。対して、II群4区画における店借の転出件数は、一年間に3世帯以上、四年間合計が10件以上の区画もある。両区画群において転出入頻度に差が生じるのは、同じ店借階層でも居住期間を支える要因に差があるからである。そして、居住期間が短い世帯は、同じ傾向の世帯が居住する区画に集まることになる。

同じ階層の間で居住期間に差が生じる要因の一つは、職業にある。【表2-3】は、元治2年4月時点在住世帯を居住階層別に分類し、各世帯の職業を重ねた表である。上中階層と下層とにおける職業の相違は判然としており、上中階層では商売、職人、渡世が際立つのに対し、下層では雑業、日雇稼、職人が大半を占めている。

しかし、同じ下層においても、居住する町屋敷によって職業に相違がある。I群6区画の店借世帯の職業には、商売（古着商売2世帯、蕎麦商売1世帯）、職人（乗物職1世帯、木挽職、印判職）、運輸業1世帯など、相応の経済力を有すると考えられる職業もある。ちなみに、〔町屋敷20〕の運輸業1世帯は、家守・金五郎が、悱の安五郎（16歳）を名前人にして営む八拾式軒組百姓宿で、実質的には、地借相当の経済力を有していたと思われる。

もちろん、長期居住区画には、雑業、賃仕事、日雇稼ぎなど「其日稼」の職種に就く世帯も

【表2-3】元治2（1865）年 町屋敷別 階層・職業

単位（世帯）

階層	職種	町屋敷番号																									総計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
家持	なし			1																							1
	商売										1			1													2
	人足業・鳶																					1					1
家守	運輸																				1						1
	商売							1		1															1		3
	職人								1				1														2
地借	雑業																				1						1
	車力									1																	1
	賃仕事									1																	1
	運輸																1										1
	商売	2	3		2	1	1	1		5	1					1	5	4	1	3		2	2	2	4		40
	渡世	1				1	1					1				1						1	1				7
	職人	1	1		1				3		1		2	1	2	3	1		1	2							19
	人足業・鳶										1																1
店借	雑業	1		1		2	2						3			2	4						1				16
	車力				1																						1
	賃仕事	1		1									1														3
	日雇稼			3		2	4					2		1	1			1				1					15
	棒手振						1																1				2
	運輸																				1						1
	商売	1							1				1							1		1					5
	渡世												1			1											2
	書役				1																						1
	職人				6	1	5	1	1	1			2														17
総計	4	7	1	16	3	12	9	6	9	3	1	1	13	1	1	6	12	5	6	8	1	5	7	2	5	144	

在住している。これら世帯の継続的居住を支えたのは、職業の他の要因があったからだと思う。人別帳から読み取ることができる要因としては、世帯あたりの働き手の人数がある。成人した子どもや同居人など、名前人の他にも働き手がいれば、長期居住を支える財力を期待できる。

一方、Ⅱ群4区画の店借世帯の職業は、商売や職人がいるものの、「其日稼」が大半である。「其日稼」とは、当日の生活分の稼ぎ高すら保証できない職業である。一所に留まるよりも、稼ぎの高い仕事を求めて流動した方が、より豊かな暮らしの期待ができる。蓄えがない分身軽で、移動に逡巡もなからう。

このように、同じ下層のなかでも、継続的な居住を可能にする職業に就く世帯、あるいは、居住を支える要素を有する世帯と、まさに「其日稼」のみの世帯とに分かれている。それぞれの世帯は、自らの状況に適合する町屋敷を選択して居住する。それがまた、町屋敷を単位とする社会的階層分化に反映されるのである。

以上、麴町十二丁目の構造を、居住階層、転出入の頻度、職業の三点をから考察した。居住階層、在住期間を支える経済力、職業の3点を基準に社会的階層を設定すると、一つの町の内

部を構成する町屋敷において、また、同じ町屋敷に暮らす住民世帯において、さらに、同じ居住階層において、社会的階層の分化が生じていることが明らかになった。すなわち、町屋敷を単位とした分化、町屋敷内部の住民世帯間における分化、同じ階層内での分化である。これらの分化は相互に関連し、複合することによって社会的階層分化の度を高めていくといえる。

## 2. 4. 江戸定着世帯の生活圏

江戸定着世帯の移動パターン、換言すれば、江戸定着世帯の生活圏について付記したい。先に移動頻度が高い町屋敷として、〔町屋敷23〕茂八店を取り上げた。この〔町屋敷23〕茂八店には、元治2年4月以降に7世帯が転入、そのうち2世帯は年度内に転出していた。下記の【事例7】【事例8】である。一年間で二つ以上の町を移動しており、下層世帯における流動性の高さを象徴している。しかし、これら世帯の名前人は、江戸生まれ・江戸育ちである。つまり、彼らは（おそらく、彼らの先代も）、頻繁に移動しながら、江戸の地に生活の場を固めているのである。一つ所に長期居住はしないけれども、二世帯以上にわたり江戸の地を生活の場にしていくという意味で、江戸に定着しているといえるだろう。彼らの移動には、一つのパターンがある。

### 【事例7】

金蔵（28歳）日雇稼：妻せん（21歳）と母いよ（62歳）との3人世帯。元治2年閏5月28日、麴町山元町忠次郎店から転入、翌慶応2年2月11日、四谷塩町一丁目に引っ越した。町内居住期間は、約十ヶ月。

出生地は、金蔵が麴町七丁目、妻せんが麴町谷町。母いよは、四谷伊賀町に喜三郎娘として出生。母の出生地から、金蔵は、祖父の代からの江戸育ちだとわかる。

金蔵一家の出生地に注目したい。彼らの出生地は、全て甲州道中沿いに位置している。そして、一家が移動する町もまた、麴町山元町、麴町十二丁目、四谷塩町一丁目と、甲州道中沿いにある。金蔵一家は、祖父の代から、伝を頼りに仕事を求めて馴染みの町を転々と移動する。そうした暮らしを続けながら、江戸の地に生活の基盤を築いていったと考えられる。

### 【事例8】

松五郎（27歳）大工職：単身世帯。元治2年6月23日、四谷伝馬町一丁目勝五郎店から転入、翌慶応2年3月25日、四谷御筆筒町寅吉店栄蔵方へ同居した。町内居住期間は、約九ヶ月。

松五郎も、四谷塩町一丁目に伊三郎倅として誕生しており、江戸生まれ江戸育ちである。松五郎の移動範囲も、四谷地域に集中する。麴町十二丁目、出生地の四谷塩町一丁目、同居先の四谷御筆筒町、これら三町は隣接する位置関係にある。松五郎の江戸定着方法も、金蔵一家に類いするといえよう。

上同様のパターンは、前掲した【事例4】【事例5】—ある程度の長期居住を支える経済力を貯えて江戸に定着した世帯—においても指摘することができる。名前人と妻の出生地、移動

する範囲は、甲州街道沿いに位置している。このような江戸定着世帯に共通する移動パターン、つまり生活圏は、人別帳に記録された世帯構成員の出生町名、転入・転出先、請人（身元保証人）の住所などから読み取ることができる。すなわち、麴町十二丁目の周辺地域、半蔵門から西に向かう甲州道中沿いの町人地である。町名でいえば、麴町〇〇町、四谷〇〇町のように、麴町や四谷が付く町。『江戸切り絵図』でいえば、『四谷絵図』『番町大地図』の範囲に絞られる。

江戸流入民が、江戸の地に落ち着くためには、江戸の地で自らの家族を形成するとともに、新たな地縁や職縁を構築せねばならない。血縁・地縁・職縁が相互に連繋するようなネットワークを構築し、それを巧みに活用することができた世帯のみが、江戸定着を遂げたと考えられる。ネットワークの空間的範囲は限定的で、麴町十二丁目住民の場合は上述したとき麴町・四谷周辺域である<sup>14)</sup>。この江戸定着のために構築したネットワークを、地域ネットワークと呼ぶことができよう。

### 3. 江戸定着状況

流入民における江戸定着は、江戸の地で家族を維持しうる職業に就き、恙無く日々を暮らす世帯を持つことから始まる。そして、江戸の地で生まれた子供たちが、江戸の地に家族を形成して初めて、江戸定着を遂げたといえるだろう。江戸定着とは、江戸の地に自分と自分の子孫の落ち着きどころ、すなわち、生活の場を築くことに他ならない。流入した江戸の地に「新しい自分の家」を構築するのである。結局のところ、住民世帯の社会的階層を決定づける要因は、江戸定着状況に集約されるといえるだろう。本章では、「麴町12丁目人別帳」に登場する名前人世代を対象にして、同町における江戸定着の具体的状況を検討する。

始めに、人別帳データベースの分析結果に基づき、流入民における江戸定着の意義を確認する。「少なくとも二世代以上に渡り江戸の地に居を構え、江戸の地を生活の場としていること」、これを江戸定着と定義する<sup>15)</sup>。つまり、人別帳記載時点の名前人世代が、「江戸生まれ・江戸育ち」であることが条件である。「江戸生まれ・江戸育ち」の世代は、名前人夫婦、名前人夫婦の片方、単身の名前人、これら三者のいずれかとする。夫婦片方が他国出生の世帯、及び単身世帯を江戸定着世帯に含めるのは、世帯自体は江戸の地に居を構えて二世代目に相当するからである。

江戸定着は、居住期間と住居の構え方によって、二つのパターンに大別することができる。そして、江戸の地に構築する「家」の性格は、パターンによって異なる。

第一は、一定の場所に定住して、家職・家産・家名の統体である「家」を構築し、その家の継承を果たすパターンである。この「家」は、江戸流入民が新たに構築したという点では近世的な家とは異なるが、次世代へ引き渡す物質的継承財という性質において、近世的な家の伝統を継承している<sup>16)</sup>。このパターンを、江戸定住型と呼ぶ。

第二は、より稼ぎの高い仕事や豊かな生活の場を求めて、一定の範囲内を移動しながら、江戸という地域に生活の場を固めるパターンである。この場合の「家」は、夫婦掛向いで切り回し、子供を育てていく場であり、家族の落ちつきどころという性質において、精神的要素が大きい。近代的な家に連続する性格である。このパターンを、江戸居所型と呼ぶ。

江戸居所型は、移動の頻度によって、二つのタイプに分かれる。一つは、一定の場所に比較的長期間（多くの場合は、4年から5年間以上）居住し、江戸定住を志向するタイプである。もう一つは、より稼ぎの高い職場を求めて、頻繁に移動を繰り返すタイプである。このタイプの居住期間は、短ければ1年未満、長くても5年未満である。複数人の子どもがいれば、出生地が異なっている場合が多く、そこから移動頻度を推断することができる。

前章で取り上げた7つの事例を、江戸定着パターンに当てはめて説明しよう。

【パターンⅠ：江戸定住型】：〔町屋敷番号18〕太郎兵衛店【事例1】【事例3】

この2例は、世代継承を象徴する襲名を行っている。

【事例1】

地借・太右衛門（33歳）小間物売：先代太右衛門の娘あさと養子縁組みをして、太右衛門を襲名。あさの母さくも太右衛門娘で、三代にわたり太右衛門を名乗っている。

【事例2】

地借・新兵衛（34歳）鯉節商売：先代新左衛門倅として誕生、母たきは、先々代新右衛門娘である。新兵衛は新右衛門一家の三代目に当たるが、現新左衛門は新兵衛の倅が名乗っている。

【パターンⅡ-①：江戸居所型（長期居住）】：〔町屋敷番号4〕栄兵衛店【事例4】【事例5】

この2例は、当代の名前人が麴町十二丁目に転入した世帯である。江戸定住型のように、麴町十二丁目に定住して家を興し、世代交代を果たしてはいないが、長期間居住し、正業に就いて生活の場を保持している。

【事例4】

地借・久五郎（55歳）古着商売：四谷伊賀町二丁目に出生。長男久次郎（19歳）以下の子供たちの出生地が麴町十二丁目だから、居住期間は19年間以上になる。

【事例5】

地借・銀次郎（57歳）大工職：湯島亀有町代地に出生。次男鉄次郎（23歳）以下の子供たちの出生地が麴町十二丁目だから、居住期間は23年以上になる。

【パターンⅡ-②：江戸居所型（短期流動）】：〔町屋敷番号23〕茂八店【事例7】【事例8】

この2世帯の居住期間は1年にも満たないが、名前人は江戸生まれ・江戸暮らしである。

【事例7】

地借・金蔵（23歳）日雇稼：麴町七丁目生まれ。母いよも四谷伊賀町出生だから、少なくとも二代に渡る江戸生まれ・江戸暮らしである。

## 【事例8】

店借・松五郎（27歳）大工職：四谷塩町一丁目に伊三郎俣として誕生した江戸生まれ・江戸育ち。両親の出生地の記録はない。

こうしてみると、江戸流入民の道程は、4つの群に整理することができだろう。まず、江戸流入民は、江戸定着群と挫折群に二分される。江戸定着に挫折すれば、救恤を待つばかりの貧窮、あるいは、糊口を凌ぐためだけに流浪する最下層の生活に陥ることになる。この挫折群の実状は、人別帳という史料から読み取ることができない。一方、江戸定着成功群は、上述した三パターンに細分化される。すなわち、I 江戸定住型、II①江戸居所型（長期居住）、II②江戸居住（短期流動）である。

江戸定着に成功したかにみえても、挫折群に転落する可能性は決して小さくはない。江戸流入民の家族形態は、夫婦と子供たちから成る小家族が多く、働き手を失えば、たちどころに生活は困窮する。そうした事態を救済支援するための互助組織は村落共同体ほどに強固ではなく、ましてや、行政による救済は望めない。都市住民の生活基盤は脆弱で、窮民化する危険性は常にあった。

江戸定着の意味を確認したところで、麴町十二丁目における江戸定着状況を検討する。ここでは、元治2年4月時点のデータを、検討の基点に設定する。

まず、元治2年4月時点に在住した144世帯の江戸定着状況を把握する。元治2年4月在住144世帯において、江戸定着条件を満たすのは107世帯、全体の4分の3である。内訳は、名前前夫婦ともに江戸生まれ・江戸育ち50世帯、単身12世帯、夫のみ15世帯、妻のみ30世帯である。

元治2年4月在住世帯の記録は、明治2年3月まで追跡することができる。この間、少なくとも4年以上という期間継続して居住した世帯は、江戸定着パターンI 江戸定住型、II①江戸居所型（長期居住）のいずれかに該当するといえよう。元治2年4月時点における江戸定着世帯107世帯のうち、4年間以上継続して居住した世帯は75世帯である。江戸定着世帯の7割、全144世帯の5割に相当する。

もちろん、4年の間に転出した世帯の中にも長期居住に該当するケースがあると想像されが、対象からは除外する。これらの世帯の記録を人別帳から逐一確認するのは困難で、正確性に欠けるからである。

さて、パターンII②江戸居所型（短期流動）は、元治2年4月を基点にした場合、107世帯から75世帯を除いた32世帯となる。しかし、II②江戸居所型（短期流動）世帯は、移動頻度が高く、居住期間も短いため、データ検出時点で掛からないケースがある。例えば、元治2年4月以降に転入した世帯26世帯のうち3世帯は、居住期間1年未満で転出している。この3世帯は、データ検出時点のみならず、慶応2年度人別帳にも記録されない。また、転入した26世帯のうち、明治2年3月まで在住したのは、10世帯に過ぎない。つまり、残る16世帯の居住期間は、3年未満である。そのうち15世帯は江戸定着要件を満たしているから、パター

ンⅡ②江戸居所型（短期流動）に該当する。このような事例を算入すると、パターンⅡ②江戸居所型（短期流動）世帯数は、元治2年4月を基点に算出した32世帯を相当数上回る。

問題は、4年間以上継続して居住した75世帯の内訳である。パターンⅠ江戸定住型は、どれ程の数だろうか。

江戸定住とは、江戸の地に家を構築し、世代交代を遂げることである。このパターンを特徴付ける要素の一つは、名前人もしくは名前人の妻が麴町十二丁目生まれ・同町育ち、という点である。麴町十二丁目生まれ・同町育ちであれば、少なくとも親の代から町に居住していたことになり、世代交代に成功した可能性がある。要件に該当する世帯は、13世帯である<sup>17)</sup>。【表3】は、13世帯の事例を検証し、その結果をまとめた一覧表である。検証では、江戸定住型の指標として、①麴町十二丁目に定住している事、②次世代へ引き渡す物質的継承財を有する事、③家継承の象徴である名称襲名を確認できる事、以上三点を設定した。表中の年齢・状況説明等は、明治1年4月時点の記録に拠っている。

13世帯を検証した結果、パターンⅠ江戸定住型に分類できるのは6世帯と論定することができる。Ⅰ江戸定住型は、長期間居住世帯75世帯のうちで6世帯、江戸定着107世帯の僅か6%弱に限られる。ある程度の江戸定着に成功したとはいえ、物質的継承財を築き、継承存続を遂げる程までの江戸定住に至ることは、きわめて困難だったといえる。

Ⅱ①江戸居所型（長期居住）は69世帯、江戸定着世帯の7割弱を占める。その多くは地借階層で、町を拠点にして商売や職人家業に勤しんでいる。なかには、【表4】NO.9の八拾式軒組百姓宿・安五郎の父、陸附問屋/馬宿渡世・金五郎のように、江戸定住に向かって戦略を立てている世帯もある。その一方で、NO.13日雇稼・市五郎は、6人世帯を扶養するために精勤の日々を送っていたと想像される。Ⅱ①江戸居所型（長期居住）世帯には、江戸定住を目指す上昇志向型と、現状の維持を目標とする安定志向型との二つのタイプがある。

元治2年4月、麴町十二丁目における江戸定着世帯は、全144世帯の4分の3にあたる107世帯である。パターンⅠ江戸定住型は6世帯、パターンⅡ①江戸居所型（長期居住）は69世帯（江戸定着世帯の7割）、パターンⅡ②江戸居所型（短期流動）は32世帯（江戸定着世帯の3割）という構成比である。ただし、パターンⅡ②江戸居所型（短期流動）は、データ検出時点に掛からないケースを考慮する必要がある。以上が、人別帳データから読み取る江戸定着状況である。

【表3】江戸定着パターンI江戸定住型の検証  
(名前人、名前人の妻が江戸生まれ・江戸育ち13世帯)

NO	名前人	検証	結果
1	地借・太右衛門 (33歳) 小間物売	地借・太右衛門 (33歳) 小間物売。妻と子供1人、妻方の祖母・母・妹との6人世帯。麴町十二丁目生まれ・同町育ちの娘方へ躰養子に入り、太右衛門を襲名。(◎パターンI江戸定住型)	◎
2	地借・新兵衛 (34歳) 鯉節商売	地借・新兵衛 (34歳) 鯉節商売。先代・新左衛門倅として誕生。妻と子供1人、母、従弟1人、捨て子1人の5人世帯。(◎パターンI江戸定住型)	◎
3	地借・新左衛門 (13歳) 両替商売	地借・新左衛門 (13歳) 両替商売。単身世帯。【NO.2】地借・新兵衛の倅として誕生、新左衛門の名称襲名。新兵衛後見で両替商売を営む。(新五郎の分家的性格と解され、◎パターンIとは判ぜられない)	
4	地借・孫兵衛 (45歳) 簾商売	地借・孫兵衛 (45歳) 簾商売。先代・孫兵衛の倅として誕生。妻と子供1人の3人世帯。(◎パターンI江戸定住型)	◎
5	地借・金兵衛 (37歳) 質商売	地借・金兵衛 (37歳) 質商売。彦兵衛倅として誕生。妻と子供1人、母、甥の5人世帯。元治2年8月1日、[町屋敷番号23] 茂八店から、[町屋敷番号24] 治兵衛店へ町内移動。(人別帳の記録から、パターンIの指標を読み取ることはできない)	
6	家持・ひさ (43歳) 練物商売	家持・ひさ (43歳) 練物商売。家持・平次郎後家。倅1人、召使1人の3人世帯。養子を取り、平次郎を名乗らせ練物商売を営むも、慶応2年12月28日に離縁、以降は名前人となる。(家持・平次郎家は、パターンIの指標を充足する)	◎
7	地借・助左衛門 (44歳) 八拾式軒組百姓宿	地借・助左衛門 (44歳) 八拾式軒組百姓宿。妻と子供3人の5人世帯。先代助左衛門の倅として誕生、八拾式軒組百姓宿を家業とする。(◎パターンI江戸定住型)	◎
8	店借・安五郎 (16歳) 八拾式軒組百姓宿	店借・安五郎 (16歳) 八拾式軒組百姓宿。単身世帯。陸附問屋/馬宿渡世・金五郎 (47歳) の倅として誕生。父・金五郎は武蔵国入間郡高根村出生、母・たつも武蔵国多摩郡殿ヶ谷出生。金五郎の長女・すず (27歳) が麴町十二丁目で出生しており、金五郎一家は少なくとも27年前から当町在住である。金五郎夫婦は、武蔵国から江戸に流入し、麴町十二丁目陸附問屋/馬宿渡世に成功、安五郎名の八拾式軒組百姓宿株を購入して、倅に継がせた。(金五郎自身はパターンIを志向しているが、事例は金五郎の分家的性格と解され、パターンIとは判ぜられない)	
9	店借・甚兵衛 (54歳) 豊 刺職	店借・甚兵衛 (54歳) 豊刺職。先代・甚兵衛の倅として誕生。妻と娘4人、娘夫婦、従弟夫婦の10人世帯。明治1年度のみ店借、元治2年度と慶応2年度は地借。長女かね (23歳) の婿養子に、四谷御筆筒町出生の栄吉 (27歳) を取り、世代交代の準備をする。居住階層は、明治1年度のみ店借、元治2年度と慶応2年度は地借。五女ふじ (12歳) まで五人の娘全員が四谷御筆筒町出生だから、一旦は四谷御筆筒町などに転出し、再度転入したことになる。(パターンIの指標①を満たしておらず、厳密には江戸定住型といえない)	
10	店借・角次郎 (33歳) 仕立職	店借・角次郎 (33歳) 仕立職。仙助倅として誕生。妹ふよ (31歳)、弟又吉 (26歳) との3人同居世帯。(人別帳の記録から、パターンIの指標を読み取ることはできない)	
11	地借・久次郎 (57歳) 銅子職	地借・久次郎 (57歳) 銅子職。先代・久五郎の倅として誕生。妻と子供三人、甥との6人世帯。(◎パターンI江戸定着型)	◎
12	地借・喜三郎 (39歳) 足袋職	地借・喜三郎 (39歳) 足袋職。助三郎倅として誕生。妻と妻の連れ子2人、弟2人の6人世帯。(人別帳の記録から、パターンIの指標を読み取ることはできない)	
13	店借・市五郎 (44歳) 日雇稼	店借・市五郎 (44歳) 日雇稼。幸助倅として誕生。娘1人と二度目の妻、母と妹との5人世帯。母いよ (65歳) は、越前国坂出郡出村出生。(人別帳の記録から、パターンIの指標を読み取ることはできない)	

## 結論

近世後期の都市における家の再生産と人口動態の主な特徴として、以下の3点が指摘される<sup>18)</sup>。(1) 住民移動が激しく、ごく少数の家業安定世帯だけが比較的長期の町在住が可能である、(2) 家族(世帯)構成は大部分が核家族タイプ、(3) 移動に一定のパターンがある。麴町十二丁目の隣町・四谷塩町一丁目の人別帳データベースを分析した結果、ほぼ同じ結果を得ている<sup>19)</sup>。麴町十二丁目における都市住民の定着状況は、(1)(3)とほぼ同じパターンと判ぜられ、都市住民の特徴を保証するものであり、近世後期における都市住民の実態を把握する基点となるといえる。今後、四谷地区の人別帳データベース分析結果と比較検討することにより、甲州街道沿いの町・麴町十二丁目の特徴や四谷地区における位置づけを明確にし、最終的には、幕末・維新时期における四谷地区住民の全体像を総括したい。

本稿の課題は、「教訓書は、民衆の生活水準に適応すべく、読者層を絞り込んで執筆、刊行された」という仮説の前提を論証することにあった。その結果、①江戸定着の進行、②社会的階層の分化は論証することができた。本稿は、仮説の前提を論証するにとどまり、教訓書の出版状況や内容にまで踏みこんでいない。仮説の論証を受けて、教訓書の分析に入りたい。

## 【注】

- 1) 近世日本の人口構造については、関山直太郎の古典的名著を参考にした。関山直太郎『近世日本の人口構造-徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究』(吉川弘文館、1958)
- 2) 齊藤修『商家の世界・裏店の世界 一江戸と大坂の比較都市史一』(リポート、1987年)、同『江戸と大坂一近代日本の都市起源一』(NTT出版、2002年)。その他、歴史人口学の成果は、鬼頭宏『日本の歴史19 文明としての江戸システム』(講談社、2002)が総括している。
- 3) 石川謙『日本庶民教育史』(玉川大学出版部、1998新装版)、梅村佳代『近世日本教育史研究』(梓出版社、1991)等を参照。
- 4) 辻本雅史『「学び」の復権』(角川書店、1999)、高橋敏『江戸の教育力』(筑摩書房、2007)等を参照。
- 5) 東京都新宿区教育委員会編『地図で見る新宿区の移り変わり-四谷編-』(人文社、1983)による。
- 6) [吉田1992]では、新宿区立新宿歴史博物館所蔵「野口家文書」のなかの安永年間「沽券帳」と1928年制作の地図を基に、町屋敷数を27と算出している。吉田伸之「表店と裏店一商人の世界、民衆の世界一」(吉田伸之編『日本の近世 第9巻 都市の時代』中央公論社、1992)所収。
- 7) 『町方書上 四谷町方書上』(新宿近世文書研究会、2003)を参照。その他、四谷区の概況に関しては、四谷区役所編『四谷區史』(1934)を参照。
- 8) 人別帳は、町屋敷を一単位とし、同じ町屋敷に居住する住民世帯を一括りに記録する。記録形式は、町屋敷を差配する家守名、次いで町屋敷住民世帯の順である。家持・大助後家きみの記録形式をみると、「元治2年度人別帳」では、きみは単独、その後に、栄兵衛差配下住民世帯が続く。「慶応2年度人別帳」「明治1年度人別帳」では、家守・栄兵衛の後に記録される。人別帳の記録形式によれば、慶応2年度と明治1年度は栄兵衛差配下にある。
- 9) 『麴町十二丁目人別帳』では、「家持・直家守」、「地借・直家守」「地借・外家守」のように、家守の屋敷所有状況も記録している。「直家守」は居住する町屋敷の家守役、「外家守」は居住する屋敷

とは別の屋敷の家守役の意である。

- 10) [吉田1992] は、麴町十二丁目に四谷地区の古着小売のセンターがあったと推定している。
- 11) 八拾式軒組百姓宿・安五郎は、百姓宿株の名称だと思われる。元治2年度と慶応2年度は金五郎長男・八百五郎が名乗っているが、明治1年度は同次男・広吉に変わっている。
- 12) 天保期の触書に、「其日稼之者取調目当」が列挙される(『江戸町触集成 第12巻』塙書房、1999、同書触番号12582)。主な職業は、棒手振、日雇稼、手間賃稼ぎ、賃仕事、道心者、振り売り、下細工などである。
- 13) 町内間を移動するケースは、多い年でも年間を通して5件未満である。【表2-1】に町内間移動を組み入れなかった理由は、以下の3点である。①町内外への転出入頻度を、分析の観点に設定したこと、②町内間移動は分析結果を左右するほどの件数ではないこと、③組み入れると表が煩雑となり、スムーズな読み取りを妨げること。
- 14) 四谷塩町一丁目人別帳データベースを使って、同町住民の移動範囲を分析したところ、半径600メートルの半円内に収まるほどの広さという結果であった。詳細は、拙稿「幕末・維新时期における江戸町方住民の移動 —『四谷塩町一丁目 人別書上』の分析を通して—」(『目白大学人文学研究』第3号、2008)を参考されたい。
- 15) 流入民における江戸定着の指標を第二世代が江戸生まれ・江戸育ちに設定した理由は、江戸流入民の定住傾向が1800年前後に始まる点に拠る。それに加え、現存する江戸町方人別帳では、三世代全ての出生地を正確に追跡することができない点も大きい。
- 16) 近世の家は、家職・家産・家名の総体であり、恒常性を特徴とする。家の継承とは、先祖から続く物質的継承財である家を、永続的に次世代に引き渡していくことを意味する。都市流入民の家は、自身が江戸の地で新たに築いた家である。家の永続を希う思いには、自分自身の手で江戸の地で築いた家に対する思い入れが籠められている。
- 17) 元治2年4月時点の名前人を対象にした。ただし、名前人を変更した事例が2件ある。NO.6とNO.13である。NO.6では、元治2年の名前人は、武蔵国出生・平次郎である。慶応2年12月から、名前人はひさに変わる。ひさの出生地は江戸である。13世帯は、NO.6を加えた世帯数である。NO.13は、八拾式軒組百姓宿・安五郎である(注11参照)。
- 18) 高木正朗「都市町内のPopulation Dynamics」(『立命館産業社会論集』第25巻第1号、1989)
- 19) 拙稿「人別帳からみた四谷塩町一丁目の住民構成」(目白大学総合科学研究3、2007)、同「幕末・維新时期における江戸町方住民の実態—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学総合科学研究』第5号、2009)を参照されたい。

\* 本稿は、日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金(基盤研究C:課題番号26370084 近代への過渡期の民衆道徳における「孝」の展開と都市住民の実態)による研究成果の一部である。

(平成27年11月4日受理)